

鹿屋市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の退職管理に関する条例施行規則（平成28年鹿屋市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の鹿屋市職員の退職管理に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）第22条第2号の規定を適用する。
- 3 この規則の施行の日前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における改正後規則第22条第2号の規定の適用については、なお従前の例による。